

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（クラス2機器供用期間中検査）の記録確認において、記載漏れ及び誤記の指摘を受けたため、対応検討	C	
2	1号機	タービン建屋原子炉給水ポンプエリア局所空調機（2台）の冷却水戻り配管用ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	1号機	純水移送ポンプ（A）本体のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	主タービン油補給用タンク防災用水噴霧消火設備の配管に一部腐食が認められたため、当該部を補修塗装	D	
5	1号機	所内ボイラ保管用窒素ガス封入装置の窒素ガスボンベ圧力指示用計器（4台）の指示値に相違が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
6	1号機	所内ボイラ保管用窒素ガス封入装置の窒素ガスシャ断弁にグランドリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	タービン建屋スチームドレン中間ファンネル（タービン補機冷却系ポンプエリア）の上蓋用ベント配管が外れているため、当該配管を取付	D	
8	2号機	プロセス計算機入力項目追加作業において、当該計算機の警報記録用プリンタの頁打出しが誤印字となる事象が発生したため、当該装置を点検・修理	対象外	
9	3号機	タービン建屋換気系放射線モニタリング用トリチウム回収装置（B）の冷凍部に「温度異常」警報の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	共用電気ボイラ起動用変圧器（B）の遮断器の操作を給電指令所に事前連絡すべきところ、連絡せずに操作してしまったため、対応検討	C	
11	4号機	原子炉建屋圧力抑制室ドレンサンプピット（A）用サンプポンプ（B）の浸透探傷検査において、当該ポンプケースのカバー用ネジ穴部に指示模様は認められたため、当該部を修理	D	
12	4号機	廃棄物処理建屋地階エアブロー室内照明灯のカバー（ガラス製）の破損が認められたため、当該カバーを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	タービン建屋西側通路の北側防火扉用ドアクローザのアームが外れているため、当該ドアクローザを点検・修理	D	
14	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A、B、C）の逆洗用四方電動弁の駆動部取付ボルト付近に油のにじみ（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	原子炉建屋4階設置のジブクレーンの点検において、上限停止検出装置の設定点に誤差が認められたため、当該検出装置を点検・調整	D	
16	5号機	屋外トレンチサンプ（A）ポンプ駆動用電動機の点検において、軸受部（2箇所）に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
17	5号機	「3号機運転日誌【4】における励磁機電流単位の記載誤り事象」に対応し、運転日誌における他の記載誤りの有無について調査した結果、「発電機電力量積算計」の読み値の桁を誤って記録していることが判明したため、対応検討	C	
18	5号機	廃棄物処理建屋床ドレンファンネル（地階南東ポンプ室内2箇所）に詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
19	5号機	廃棄物処理建屋床ドレンファンネル（廃スラッジサージポンプ用ドレン流入配管の接続部）にリーク（1滴/2秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	発電機密封油装置非常用密封油ポンプの本体フランジ（2箇所）に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	主タービングランドシール蒸気系の所内ボイラ側蒸気圧調整弁入口逆止弁の保温材が外れているため、当該部を点検・修理	D	
22	6号機	原子炉格納容器除湿冷却系の冷水ポンプ（A、B、C）用出入口弁（計6台）のグラウンド部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	原子炉格納容器除湿冷却系の冷却装置用冷却水エアイベント配管の接続部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	6号機	タービン建屋北側換気空調系冷却コイルのベント弁及びドレン弁（計5台）に詰まりが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	集中環境施設	廃棄物減容用高圧圧縮設備の圧縮物押出装置スクレーパに変形が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
26	集中環境施設	機械工作建屋の雑用動力電源箱のランプソケットに漏電及び焼却建屋の雑用動力電源箱のソケットよりランプが抜けないことが認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化設備造粒機（B）の入口三方弁用洗浄水止め弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで